

# 社会福祉法人 久御山町社会福祉協議会 平成 30 年度 事業計画

## 【 基本方針 】

平成 29 年度からの社会福祉法改正により、全ての社会福祉法人に透明性を求める法人機能の改革が行われ、社会福祉法人本来の社会的責任を果たすため、地域貢献活動を行うことが義務付けられました。もとより、地域福祉の推進を役割としている本会にはこれまでの地域福祉活動や個別支援活動の実績をもとにして、現在も地域住民から必要とされる事業に取り組んでいるところです。

昨今の国の施策についての考え方は、地域住民同士の支えあい活動に重点を置くものになっており、福祉・介護の分野にあっても、「我がごと、丸ごと」との考え方の元、更に地域福祉化が進行するものと考えています。

そういった考え方を進めるためには、地域住民が感じている生活の課題に対して、その課題をもつ当事者を「困った人」として排除するのではなく、その当事者がもつ困りごとや課題から我がごととして地域を見つめなおし、地域全体を住民の力によって丸ごと元気にしていこうとする取り組みが大切であり、あわせて主に社会福祉協議会等が責務とする誰もが安心して共生できる地域福祉を推進していく、見守り活動などの取り組みを一体化して進める必要があります。

本会では、数年前から地域福祉の基盤をより強固なものするため、福祉の領域だけではなく、防犯・防災・金融などの面も含めた事業者等に地域福祉活動へ関わっていただいておりますが、更に、本町に点在する福祉・介護事業者相互の連携による地域貢献活動、企業の見守り協力等による地域貢献活動、そして本町の住宅として大きなウエイトを占める UR 都市機構とも連携を強めていき、それぞれが持てる職分によって、地域住民の方々に還元していけたらと考えています。

また、地域の住民の方も、福祉は行政から施されるものという考え方から、地域と行政の相互の長所を活かしながら協働していくという考え方へ変革を起こしていただくことが必要になってきています。本年度は、地域福祉部門と地域包括支援センター部門が連携しながら、地域住民と一緒に「暮らしている地域で何が課題なのか？」そして「毎日の生

活で困っていることは何か？」ということを出し合うことで、その地域の課題を共有し、「一緒に解決していくのにはどうしたらいいのか？」ということと共に考え、話しあっていければと考えています。

住民主体で解決する体制を構築していく「地域共生社会」の実現はたやすいものではありませんが、皆さんの地道な努力と行政、企業、介護事業者等多くの皆さんとの連携や役割分担を行うことで、久御山町の生活基盤、地域福祉基盤が強固なものになるよう本会の活動を進めていきたく考えております。

更に、本会が運営している介護関係業務においては、介護保険の制度の下ではありますが、出来る限り柔軟な対応を目指していきたいと考えており、社会福祉協議会が行っているこの意義を十分に考える中で、デイサービスやホームヘルプ事業等にあっても、障害者の方や難病の方等も積極的に受け入れていきたいと考えており、利用者の方々の状態に少しでも正確に対応できるよう、職員の技術の向上にも努めること、そして地域福祉との関連においても他の介護事業者同様、介護事業者としての地域福祉への貢献にも尽力したいと考えております。

## 【 事業活動計画 】

### (1) 社会福祉協議会組織の強化

- ①住民による地域福祉推進を主目的とする組織としての基盤強化と自主財源の確保を図るため、社協会員の加入促進に努める。  
◇社協会員募集及び会費納入の依頼方法などに関する具体的な方策の検討
- ②住民の地域福祉活動への関心を高めるため、広報紙や事業実施時などの機会において一層の周知・啓発を行う。  
◇社協ガイドブック改訂版（第3版）の発行
- ③介護保険サービス及び障害福祉サービスの提供を行う事業所として安定経営に努める。
- ④地域住民が潜在的に抱える生活課題や福祉的ニーズの掘り起こしを行い、課題解決に向けた在宅福祉サービスの開発や拡充を行う。
- ⑤社会福祉協議会の本来の使命である住民の主体形成を進めるため、役職員が積極的に地域に関わる体制を作る。
- ⑥法人各部署間において連携・協働し、新しい総合事業の推進について主体的に取り組む。
- ⑦町内における高齢者の介護・福祉事業者がそれぞれの強みを活かす中で、連携・協力・協働して地域で必要とされている支援を行うことで地域福祉に資することを目的として、福祉・介護事業所連携会議を継続的に開催する。
- ⑧平成28年4月1日から平成33年3月31日を計画期間とする第2期地域福祉計画及び第3期地域福祉活動計画の進捗管理及び推進を行う。

### (2) 各専門委員会の事業の推進

事業計画に基づく事業を積極的に推進する。

#### ①企画広報委員会

- ◇「社協だより」の発行（年間4回発行）      ◇ホームページの運営
- ◇社協会員及び社協会費の啓発に関する具体案の検討
- ◇社協ガイドブック改訂版の発行      ◇その他、地域福祉事業の検討・企画

#### ②老人・障害委員会

##### (1)高齢者福祉

- ◇ひとり暮らし高齢者社会見学の開催      ◇高齢者世帯交流会の開催
- ◇終い支度セミナー（終活講座）及び個別相談会の開催
- ◇男性高齢者等対象の生活支援講座（料理教室）の開催と新たな内容の検討
- ◇生きがい大学の受講者激励      ◇ひとり暮らし高齢者の会（きらく会）への支援
- ◇シニアクラブ連合会事業への助成      ◇その他、高齢者福祉活動の推進

##### (2)障がい児（者）福祉

- ◇障がい者の集いの開催
- ◇身体障害者協会への支援
- ◇ろうあ協会への支援
- ◇和音くみやま作業所との連携
- ◇心身障がい児者の当事者団体や家族会への支援
- ◇当事者のもつ障がいに応じた情報提供やサービス提供方法の検討
- ◇その他障がい児(者)福祉活動の推進

### ③母(父)子・児童委員会

#### (1)一人親世帯福祉

- ◇一人親世帯親子交流会の実施
- ◇一人親世帯新入学児童への祝い金の贈呈
- ◇こどもの居場所づくり事業等、母子寡婦会事業への支援
- ◇その他、一人親世帯への支援

#### (2)児童福祉

- ◇子育て世代が集える場所と機会の確保にむけた取組み
- ◇子育てサロン活動への支援
- ◇子育て支援活動の広報周知
- ◇子育てサロン支援者の育成
- ◇その他、児童福祉活動の推進

## (3) ボランティア活動の振興

### ①ボランティアバンク運営委員会の開催

ボランティア活動の推進組織として、ボランティアバンク運営委員会を定期的で開催し、町内におけるボランティア関係の取り組みを検討する。

- ◇ボランティアバンク広報部会の設置と啓発活動の推進
- ◇ボランティアバンク地域福祉部会の設置と新たな活動の推進及び検討

### ②ボランティア活動の基盤整備

ボランティアニーズの把握及び需給調整等に努め、ボランティア活動の充実を図る。

- ◇ボランティア登録の推進
- ◇ボランティア登録者及び団体の育成
- ◇ボランティア登録者台帳の整備

### ③ボランティア活動助成の実施

ボランティア基金の果実を活用し、ボランティアグループ等への活動助成を実施する。また、ボランティア保険の保険料の一部助成を実施する。

- ◇ボランティア基金の果実減少に伴う助成額及び助成方法等の見直し

### ④ボランティア活動の啓発

ボランティアバンク運営委員会広報部会において、ボランティアに関する情報提供や広報周知の方法について検討する。

- ◇ボランティア情報紙の発行(年3回)
- ◇くみやま社協だよりやホームページ等を積極的な活用

### ⑤各種ボランティア講座の開催と他団体が実施する講座への協力

各種ボランティア講座を開催し、ボランティア活動の存在意義や必要性などを共に学び、ボランティア活動の啓発と登録者の増強、グループ化の促進を図るなどボランティア活動への参加の拡大を図る。また福祉関係団体や学校、企業等が主催する研修会等への協力をを行う。

- ◇バンク委員会が主体的に実施する、一般住民に向けたボランティアの理解を広げる講座の開催
  - ◇居場所づくりを目的としたボランティア活動の養成講座（男のたまり場カフェなど）
  - ◇年代や地域などの枠組みに対応した養成講座の企画と開催
  - ◇ボランティア登録者交流会及び研修会の開催
  - ◇各種技術習得型ボランティア養成講座の開催
  - ◇各関係団体が行うボランティア関連講座、講習会等への協力
  - ◇その他、状況に応じた各種専門研修の実施
- ⑥当事者のハンディに寄り添うことのできるボランティア活動の充実に向けた取組みの実施
- ◇買い物送迎サービスの継続運行と運行回数増加に向けた取り組み
  - ◇社会参加等を目的とした外出支援ボランティアの養成
  - ◇平成 29 年度に実施した高齢者世帯等実態調査の結果から読み取れる新たな住民のニーズに則したボランティア活動や支援者の養成
- ⑦ボランティア団体同士の共通理解や連携を図るための場の設定
- ◇ボランティアグループ代表者会議の開催
  - ◇近隣地域の社会福祉協議会と連携した広域のボランティア交流事業の枠組みづくり

#### **（４）共同募金等運動の推進**

- ①募金活動及び配分事業の透明性を確保し、様々な人の意見を集約する場として、久御山町共同募金委員会の設置を行う。
- ②地域福祉活動・住民福祉活動の財源として重要である共同募金及び歳末たすけあい運動の趣旨を、地域住民に具体的な形で周知啓発し、目標額の達成に努める。また、町内企業や福祉事業など、より広範な方々の協力を得られるようにする。
- ③募金の配分金を地域福祉活動に有効的に活用するため、民生児童委員協議会や地域福祉会、ボランティアやその他福祉関係団体等との連携及び協働を図る。
- ④配分金の使途にかかる情報等について、広報紙やホームページ等を活用して公開する。

#### **（５）青少年・一般住民の福祉教育活動の推進**

- ①ともに生きる地域社会の実現とこれからの地域を担う青少年の人間的な成長を目指し、教育委員会や学校等と連携して、福祉的な考え方をもとにした教育の機会が継続的、また計画的に実施されるよう支援を行う。
  - ◇福祉推進校への支援
  - ◇教育機関との連携
  - ◇青少年のボランティア活動の振興
- ②青少年だけでなく全ての住民が講演会や研修会、また各種情報の提供などを通じて福祉に触れることのできる機会を提供し、理解を深める取り組みを実施する。とりわけ、認知症への理解を教育機関とも連携して強化していく。

## (6) 住民参加の地域福祉推進事業

- ①町内福祉関係者のネットワークの推進
  - ◇ふれあい福祉まつりの開催
- ②小地域ネットワーク活動による地域生活支援活動の充実と拡大
  - ◇福祉協力員制度の啓発と設置要請の実施
  - ◇いきいきサロン事業・ふれあいサロン事業の推進及び支援
  - ◇いきいきサロン事業未実施地域への開催の啓発
  - ◇誰でもサロン活動支援事業の利用増加に向けた啓発
  - ◇府社協助成金や社協補助金の呼びかけ等、地域福祉会活動への支援
- ③地域福祉活動の推進に向けた研修機会の充実
  - ◇地域福祉活動研修会の実施
  - ◇地域福祉会支部長会議の開催
  - ◇活動者の交流やレベルアップに向けた研修会の実施
- ④認知症の人とその家族が安心して暮らせる地域づくりの推進
  - ◇認知症サポーター養成講座の実施及び開催の呼びかけ
  - ◇認知症キャラバンメイトのグループ化に向けた取り組み
  - ◇認知症SOSネットワークの関係機関への周知と連絡方法の検討
  - ◇認知症徘徊模擬訓練の実施及び開催の呼びかけ
  - ◇認知症カフェ（おこしやすこもれびプラザ）の実施（月2回）
  - ◇居場所としての機能を含む認知症専門相談窓口の定期的な設置
- ⑤福祉当事者の居場所づくり事業の推進
  - ◇ほっとハウス「チエさん」を活用した居場所づくり活動の推進
  - ◇男のたまり場カフェ活動の推進
  - ◇UR都市機構との居場所づくりに関する連携方法についての検討、協議

## (7) 久御山絆ネット事業の推進

- ①久御山絆ネット事業について、住民や事業所などへ継続的に呼びかけ、関係者・関係機関と横断的に連携するネットワークを広げる。また、専門機関との協力体制を構築する。
- ②障がい者や子どもなど、対象を広げた見守りの連携を充実させる。
- ③見守り協力事業所、高齢者・障がい者に優しいお店協力事業所、福祉あんしんサポート店の登録推進及び連携強化に向けた研修会を開催する。
- ④見守りボランティア「ふくろう隊」の推進及び連携強化に向けた研修会を開催し、見守り体制の充実を図る。
- ⑤見守り活動週間を設定し、地域福祉会やふくろう隊、見守り協力事業所などと共に、期間を定めて見守り活動を重点的に取り組み、また住民への啓発を実施する。
- ⑥見守り情報紙「やさしさの風」の内容充実及び配布先の拡大
- ⑦民生児童委員や自治会と連携し、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等への訪問活動を実施す

る。

- ⑧先進地の活動を学ぶことで、ネットワークを活性化させるため、管外研修会を実施する。
- ⑨認知症高齢者の早期発見に向けた相互連携、連絡体制、対応等を含めたシステム化を図る。
- ⑩多様な相談に対応できる包括的な相談受け付け体制を充実させる。
- ⑪見守り活動や関係機関からの連絡によって顕在化した個別のニーズを専門職の力で解決するだけでなく、その課題を地域住民に投げかけることで地域福祉の推進につなげていく。

## **(8) 福祉サービス利用援助事業の実施・運営**

認知症や知的障害・精神障害などにより判断に不安がある人の福祉サービスを利用するための手続きや日常的な金銭管理等の援助を行うため、生活支援員を派遣し、適切な助言や援助を実施する。

### ① 広報・相談体制の充実

- ◇福祉サービス利用援助事業の相談の実施（毎月第2木曜）
- ◇事業を広く知っていただくための広報活動の充実
- ◇権利擁護に関する住民からの相談受付体制の充実

### ② 生活支援員の確保と充実

- ◇生活支援員の研修を実施し、資質向上を図る。
- ◇本事業の現業員である生活支援員の増員を図る。

### ③ 関係機関との連携

- ◇京都府社会福祉協議会（きょうと高齢者・障害者生活支援センター）との連携
- ◇成年後見制度への円滑な移行ができる体制づくりのため、弁護士や司法書士、社会福祉士との連携を図る。
- ◇周辺地域の社会福祉協議会と協働して本事業の理解を進めるために、地域生活支援サポーター（山城北中部広域社協合同講座）を実施する。

## **(9) ささえ愛サービス（住民参加型在宅福祉活動事業）の推進**

住民同士の助け合い活動の一つとして、支援を受ける人は利用会員、支援を行う人は協力会員となり、実費程度の利用料で家事援助や送迎サービスなどを実施する。利用会員は、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障害のある人など、日常生活を営むのに支障があり、他の福祉サービスや公的な福祉サービスでは対応が困難な方を対象とする。

- ①家事援助・身体介助サービスの実施（調理や洗濯、掃除、草引き、大掃除、通院介助など）
- ②移送サービスの実施（通院や福祉施設利用などの際の車いす用自動車による移送）
  - ※車いすユーザーの方で、公共交通機関の利用が困難な人が対象
- ③ハート会員（協力会員）及び利用会員の増強を図るため、広く住民に向けた募集案内等の広報活動を行う。
- ④ハート会員の資質向上を目指した研修の実施及び研修機会の提供

## (10) 相談・貸付事業

### ①各種貸し付け事業の実施

低所得世帯、障害者、療養や介護を必要とする高齢者がいる世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を送れるようにする。

- ◇社協貸付基金の相談及び貸付
- ◇生活福祉資金貸付事業の受託
- ◇総合支援資金貸付事業の受託
- ◇不動産担保型生活資金貸付事業の受託
- ◇各種貸付にかかる償還指導の徹底

### ②相談窓口の充実と広報周知

生活上のさまざまな相談に対応して早期に解決ができるよう、情報の提供や各種関係機関との連携を充実して進める。

- ◇福祉や暮らしに関する総合的な相談窓口の設置（職員が随時受付）
- ◇心配ごと相談所の開設（毎月第2・4木曜）
- ◇ふれあいテレフォン相談の設置
- ◇弁護士無料法律相談所の開設（年12回）
- ◇司法書士無料相談所の開設（年6回）
- ◇各種広報紙の活用による相談窓口の啓発
- ◇その他、各種相談窓口の設置

## (11) 災害に向けての地域のネットワークづくり

久御山町を含む周辺地域において災害が起こった際、住民自らの力による復旧・復興活動を強力に支援するため、災害ボランティアの需給調整を行うセンターの運営を平常時から行う。

- ①災害ボランティアセンター運営委員会を定期的に開催し、平常時における災害時にむけた準備を行う。
  - ◇地域防災・減災講座の実施
  - ◇災害ボランティアセンター設置運用訓練の実施
- ②各関係団体等と連携を図り、防災意識の向上や災害時の相互支援体制づくりを進める。
- ③災害ボランティア事前登録制度を推進し、登録者の増員を図る。
- ④災害ボランティアセンター用に設置した倉庫に保管する被災時用の備品や消耗品の整備・充実を図る。
- ⑤他市町村にて災害ボランティアセンターが開設された場合のボランティア支援を、京都府災害ボランティアセンターと連携し、可能な範囲で実施する。

## (12) 研修

- ①役員職員及び各種委員会委員を対象とした研修の実施
- ②福祉協力員や民生児童委員等、地域福祉のリーダー層を対象とした研修の実施
- ③自治会等の小人数を対象とした地域福祉出前講座の開催
  - ◇飛び出す社協職員！地域のふくし講座の実施



- ④地域住民等を対象とした地域福祉関連研修会の実施
- ⑤社会福祉協議会職員の資質向上を目的とした研修の実施
- ⑥体系的な職員研修の実施に向けた研修委員会の設置

### **(13) 社協職員体制の整備**

各職域における適正な職員配置に努めるとともに、職員の研修等により資質の向上を図る。

- ◇有資格者及び専門性をもった職員の確保・育成
- ◇事業部門ごとにそれぞれが責任をもって予算・実績管理を行う体制の確立
- ◇利用者名簿の管理徹底等、個人情報保護法に基づく個人情報の保管及び使用方法の徹底
- ◇社会福祉協議会職員として必要とされる資質や社会性、地域福祉の推進を担う知識や技術力を高めるための職員研修の充実
- ◇福祉人材育成認証制度の認証事業所として育成計画やキャリアパス制度に基づいた研修の機会を作り、資格取得のための支援を行う。
- ◇職員個々の業務に関する内容や量に基づき、限られた職員へ負担が集中することを防ぐ方策を事業部門管理者と法人管理職とで検討し、超過勤務の減少と有給休暇の計画的な取得を目指す。

### **(14) 介護保険制度・障害者総合支援法における事業者としての取り組み**

介護保険の事業者として、これまで培ってきた「社協らしさ」や「地域福祉のノウハウ」を活かし、地域住民のための介護保険サービスを推進する。また、新しい総合事業において必要とされるサービスの提供を行えるように準備を進める。

#### ①居宅介護支援事業者としての事業推進

居宅サービス計画の作成のほか、介護保険にかかる事務手続きの代行など、介護保険制度の下で在宅の要介護者を支える中核的な機関としてサービスの充実に努める。

#### ②居宅サービス事業者としての事業推進

利用者のニーズを見極め、「通所介護サービス」、「訪問介護サービス」を提供する。  
また、障がいのある人の生活を支えるため、訪問介護サービスにおいては、障害者総合支援法に基づいたホームヘルプサービスの提供も行う。

#### ③低所得世帯への利用者負担の減免措置の実施

#### ④要支援者の介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターと居宅介護支援事業所が共に実施し、利用者の自立に向けた目標指向型プランの作成に努める。

#### ⑤介護予防通所介護及び介護予防訪問介護を実施し、自立に向けた取り組みを支援する。

#### ⑥介護職員の安定的な確保のため、キャリアパスシステムの運用等、職員それぞれが自身の目標にむけて意欲をもって働くことができる職場環境づくりを進める。また職員の資質向上を図るため研修の充実に努める。

## (15) デイサービス事業の推進

### ①通所介護事業の推進（介護保険事業）

「居宅サービス事業者」として通所介護及び総合事業介護を実施し、事業の充実を図る。

◇制度改正に対応したサービスの充実と安定した運営及び経営を目指す。

◇個別機能訓練として、利用者個々の機能に合わせた訓練を実施することで機能の低下を予防し、制度上の加算として収入増を目指す。

◇介護保険事業・受託事業について、見学やおためし利用等の随時受け入れ、登録利用者の振替利用やキャンセル登録を積極的に実施することで、利用者の増加及び確保を図る。

### ②身体障害者デイサービス事業の推進（町受託事業）

障害者総合支援法に準じた町からの委託事業として、身体に障害のある人へのサービス提供を行い、事業内容の充実を図る。

◇身体に障がいのある人のデイサービス利用についての受け入れを行う。

◇身体に障がいのある人の社会参加や生きがいづくりを目的とした各種教室を開催する。

◇各種教室事業について参加者の増加を図るため、新たな内容や回数の拡充に取り組む。

### ③年間行事の企画検討

#### (1)行事について

利用者に季節を感じていただける行事を職員全体で企画し、実施する。

◇お正月、節分、ひな祭り、お花見ドライブ、七夕、デイまつり、紅葉ドライブ、クリスマス会など

#### (2)アクティビティーの取り組み

個々の利用者の趣味や希望を考慮しながら、また、季節に合わせた制作やゲーム等で身体機能維持ができる内容を取り入れる。

#### (3)ご家族との連携

デイサービス連絡ノートや送迎時の家族との情報交換などを行うことで、家族を含めた状況、事情にあわせたサービス提供に取り組む。

#### (4)地域との交流

デイまつりや児童などとの交流を行うことにより、地域に開かれたデイサービスセンターとして認識されるように取り組む。

### ④職員の研修

職員の資質向上のため、施設内外において職員研修の充実を図り、資格取得に関しても支援を行う。

## (16) ホームヘルプ事業の推進

### ①居宅介護等事業の推進（介護保険事業）

「居宅サービス事業者」として、住民のニーズに即応できるホームヘルプサービスの充実と共にサービスの提供に努める。また従来の介護予防訪問介護を継続実施する中、新しい

総合事業に対応した体制づくりを進める。

◇制度改正に対応したサービスの充実と安定した経営

#### ②障害者ホームヘルプサービス事業の推進

障害者総合支援法の認可事業所として、障がいのある人へのホームヘルプサービスの提供を行い、利用者・家族のニーズに対応できるよう、事業内容の充実を図る。

#### ③移動支援事業の推進

障がいのある人の外出支援のための事業の推進

#### ④ゆったりケアサービス事業の実施

介護保険制度等のサービス対象とならない通院介助等を行うサービスを低額な実費負担によって実施する。

#### ⑤ヘルパー資質向上のための研修の充実

利用者の自立を支えるホームヘルパーとして必要な資質の向上を図る。

#### ⑥登録ホームヘルパーの確保にむけた取り組みの実施

安定したサービス提供を継続して実施するため、登録ホームヘルパーの増員に向けた取り組みを強化、実施する。

### (17) 居宅介護支援事業の推進

- ①利用者の「自立支援」と利用者及びその家族の「生活の質の向上」を理念とし、ケアマネジメントを行う。
- ②利用者及びその家族からの「24時間365日」の連絡対応を引き続き実施する。
- ③ケアマネージャーとしての資質向上を図るために、外部の研修や勉強会に積極的に参加する。
- ④平成30年度の「介護保険制度改正」にあたり、情報収集や内容の把握に努め、スムーズに新たな制度への移行を行う。
- ⑤介護保険制度や介護に関する相談に随時対応する。

### (18) 地域包括支援センターの受託運営

#### ①総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた場所で安心して過ごすことができるように、どのような援助が必要かを把握し、地域における適切な社会資源や制度の利用につなげる等の支援を行う。

#### ②権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者の尊厳を守るために、権利侵害の予防や対応を専門的に支援していく。具体的には、高齢者虐待や消費者被害の防止や対応、判断能力を欠く状態にある人への支援を行う。

#### ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域のケアマネージャーの資質向上やケアマネージャーの日々の業務を側面的に支援していく。具体的には、地域のケアマネージャーの連携強化、困難事例の問題解決に向けての支援、

研修や勉強会の企画を行う。

④介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務

「要支援者」等の心身の状態や生活状況の維持・改善を図るために、介護予防サービス等の利用計画の作成やサービス提供事業所との調整を行う。

⑤地域ケア個別会議の開催

他職種参画による事例検討会（地域ケア個別会議）を通じて地域課題を抽出し、課題を解決するための施策に反映されるように、「地域包括ケア推進会議」への提言を行う。

⑥認知症対策

(ア) 社会福祉協議会地域福祉部門と協働し、認知症カフェの充実に努める。

(イ) 認知症高齢者等が行方不明になった場合、早期に発見できるような体制の確立と連携に協力していく。

(ウ) 認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護施設等とのネットワークの構築や認知症に関連する事業や施策を推進していくための一翼を担う。

(エ) 「認知症初期集中支援チーム」を新たに設置し、認知症の方または疑いのある方の症状の改善や介護者の負担軽減を早期に支援していく。

⑦生活支援体制の整備

ひとり暮らしや高齢者世帯の増加に伴い、日常的な生活支援のニーズが高まってきていることから、生活支援コーディネーターを中心に、ボランティア団体、シニアクラブ、地域住民等の多様な事業主体による新たな社会資源の開発を推進していくと共に、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる場の創設に努める。

## (19) その他

①当事者組織や当事者を支える組織の設立に対する支援

②その他、本会において必要と認める地域福祉活動